

## 松工魅力化コンソーシアム 規約

(名 称)

第1条 本コンソーシアムは「松工魅力化コンソーシアム」と称し、事務局を松江市古志原4-1-10、島根県立松江工業高等学校（以下「松江工業高校」と称する）内に置く。

(目 的)

第2条 本コンソーシアムは、多様な主体が参画し、魅力ある松江工業高校づくりに取り組むことにより、地域と一体となって生徒を育成することを目的とする。

(会 員)

第3条 本コンソーシアムは、松江工業高校教職員・生徒・保護者、卒業生会（工窓会）、**学校評価委員**、松江市職員、地域住民および地元企業関係者等をもって組織する。

(事 業)

第4条 本コンソーシアムは前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 松江工業高校の魅力化に関わる事業
- (2) その他本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 本コンソーシアムには次の役員を置き、その任期は1年間とする。

会長 1名          副会長 2名          理事 若干名  
監事 2名          事務局員 若干名

(役員選出および任務)

第6条 役員を選出および任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、卒業生会（工窓会）会長または副会長から選出し、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、PTA会長および校長とし、会長を補佐する。
- (3) 理事は、会長が委嘱し要務を処理する。
- (4) 監事は、工窓会監査およびPTA監査からそれぞれ1名とする。
- (5) 事務局員は、松江工業高校主幹教諭・教頭・事務長等とし事務処理を担う。
- (6) 顧問は、必要に応じて選出し、会長が会の同意を得て委嘱し、本会要務に適切な助言をする。

(会 議)

第7条 本コンソーシアム役員会の開催は次の通りとする。

- (1) 年2回（年度当初および年度末）開催する。
- (2) 必要な場合は、会長が臨時に招集することができる。
- (3) 本会の議長は、会長が行う。

(議 決)

第8条 会議はすべて出席者の過半数で決し、同数の場合は議長（会長）が決する。

(監 査)

第9条 監事は、次年度の第1回役員会までに会計監査を行い役員会において監査結果を報告する。

(改 正)

第10条 この会則の改正については、役員会の承認を必要とする。

附則

- 1 この会則は、令和3年2月18日より施行する。
- 2 令和5年6月22日の役員会において 一部改正